

会員に関する規程

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この規程は、定款第3章の会員に関する規定に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 入 会

(入会資格)

第2条 正会員になるためには、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条の規定の管理栄養士又は栄養士の免許を所有していなければならない。

(入会の手続)

第3条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書に、定められた当該年度の会費を添えて、愛知県栄養士会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 入会申込書には、氏名、住所、性別、生年月日、勤務先、勤務先住所、連絡先、所属希望職域部会、免許の種類を記入する。

2 会長は、前項の入会申込書を受理したときは、理事会の承認を得て、正会員名簿に登録するとともに、会員証を交付する。

3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の審査を得て、承認された場合は、定められた当該年度の会費を納入する。

(1) 会長は、賛助会員から会費の納入を受けたときは、賛助会員名簿に登録する。

(理事会への報告)

第4条 会長は新たに前条1項の正会員(継続会員も含む。)となった者について、その属性及び受理した理由を理事会に報告し承認を得なければならない。

(登録事項の変更)

第5条 栄養士免許を有する正会員が、新たに管理栄養士免許を取得したとき又は氏名及び所属職域部会の変更をした時は30日以内に会長に届け出る。

2 前項の届出を受けた時、会長は会員名簿登録事項の訂正を行わなければならない。

第3章 会 員 証

(会員証)

第6条 新規に入会した会員には会員証を交付する。

(会員証の返納)

第7条 正会員が退会しようとするときは、会員証を返納する。

2 正会員が死亡したときは、戸籍法の届出義務者から会長に会員証を返納する。

(会員証の再交付)

第8条 正会員は、会員証を破り、よごし又は失ったときは、会長に再交付申請することができる。

- 2 前項の規定によって会員証の再交付を申請した後、亡失した会員証を発見したときは、30日以内に会長に返納する。
- 3 正会員が会員証の再交付を受けるときは手数料1,000円を納入しなければならない。

第4章 名誉会員

(名誉会員)

第9条 正会員が次の各号に該当(第1号該当者はその職を退いた者)したときは、理事会は総会に名誉会員として推薦することができる。

- (1) 定款第20条に定める役員を10期(通算20年)以上歴任し、年齢70歳以上の者
 - (2) 正会員歴が60年以上で本会の発展・向上に寄与した者
 - (3) 本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
 - (4) その他前各号に準ずる者
- 2 会長は、総会で承認を受けた名誉会員については名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈るものとする。
 - 3 名誉会員は、本会の重要会議等へ出席できるものとするが、議決権は有さない。
 - 4 名誉会員は会費の納入を要しない。
 - 5 名誉会員は、終身会員とする。但し死亡又は除名された場合はこの限りでない。

第5章 会費及び拠出金

(会費)

第10条 本会が徴収する会費は、総会の定めにより次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-----|---------|
| (1) 正会員入会金 | 入会時 | 1,000円 |
| (2) 正会員会費 | 年額 | 8,000円 |
| (3) 賛助会員会費 | 年額 | 20,000円 |

- 2 本会会費とは別に正会員は日本栄養士会会費 6,500円を納入しなければならない。

(会費の納入)

第11条 会費は、所定の手続を経て当該年の5月31日までに納入しなければならない。ただし、新規会員については、入会申込書提出の時期とする。

(拠出金)

第12条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することがで

きる。この場合の金額は事業担当部等で協議のうえ定め、理事会の承認を得なければならない。

(会費並びに拠出金の使途)

第13条 会費及び入会金並びに拠出金収入の50%以上は、当該年度の公益事業に使用しなければならない。

第6章 会員の特典

(会員の特典)

第14条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 日本栄養士会が発行する日本栄養士会雑誌(栄養日本)及びその他の情報・刊行物の配付を無料で受けることができる。(本会名誉会員は除く)
- (2) 本会ホームページの会員専用ページを閲覧することができる。
- (3) 本会の事務所を無料で利用することができる。
- (4) 本会の出版物及び推薦図書を割引料金で購入することができる。
- (5) 本会が主催、共催する研修会、セミナー等に無料(又は割引料金)で参加することができる。
- (6) 会員が希望するときは、会長の承認を得て、本会の各種専門委員会に参加し委員に就任することができる。
- (7) 会員になれば自動的に損害責任賠償保険に加入できる。(本会名誉会員は除く)

第7章 退 会

(会員登録の抹消)

第15条 会長は会員が次の項目に該当した時は登録の抹消をしなければならない。

- 1 会員が退会届に会員証を添え届け出たとき。
- 2 会費を1年以上納入しないとき。
- 3 会員が死亡し、戸籍法上の届け出義務者が会員証を添え、会長に届け出たとき。
- 4 管理栄養士・栄養士の免許を取り消されたとき。
- 5 除名されたとき。
- 6 前第4項、第5項の場合は会員証を返納させ、登録名簿にその旨を記載しなければならない。

(除名の手続)

第16条 会長は正会員、名誉会員及び賛助会員が、定款第9条に該当する行為があったときは、すみやかに真偽を調査し、本人の弁明を聞き、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得、総会の決議によって除名する。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が資格を喪失した場合でも、その理由を問わずこれを返還しない。

第8章 雑 則

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

(補 則)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、公益法人の設立の登記の日、平成24年4月1日から施行する。
会費（正会員費）は、平成29年4月1日から改定（1,400円増）する。